

計画作成年度	令和7年度
計画主体	長崎市・西海市 長与町（代表）・時津町

長崎・西彼地域鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：長与町建設産業部産業振興課

所在地：西彼杵郡長与町嬉里郷 659 番地 1

電話番号：095-801-5836

FAX番号：095-881-3337

メールアドレス：sanshin@town.nagayo.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、タヌキ、シカ、カラス、ヒヨドリ、アナグマ、アライグマ イタチ、テン、サル、ドバト、ヒヨドリ、スズメ
計画期間	令和8年度 ～ 令和10年度
対象地域	長崎県 長崎市、西海市、長与町、時津町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	市町	被害の現状		
		品目	被害数値	
イノシシ	長崎市	水稻 果樹（ミカン、ビワ等） 野菜（サトイモ、サトウ等） いも類（甘藷、馬鈴薯等） 飼料作物 等	1,120.9 万円	5.32ha
	西海市	水稻 果樹 野菜 等	211.3 万円	1.47ha
	長与町	水稻 果樹 野菜	1,286.7 万円	5.25ha
	時津町	果樹 等	201.5 万円	0.51ha
	イノシシ計		2,818.4 万円	12.55ha
シカ	長崎市	果樹（ビワ、ミカン等） 野菜 いも類 等	7.4 万円	0.02ha
	シカ計		7.4 万円	0.02ha
カラス	長崎市	果樹（ビワ、ミカン、サトウ等） 野菜 等	56.6 万円	0.32ha
	西海市	果樹	1.1 万円	0.003ha
	長与町	果樹	30.3 万円	0.32ha
	時津町	果樹 等	56.0 万円	0.11ha
	カラス計		144.0 万円	0.753ha
ヒヨドリ	長崎市	果樹（ビワ、ミカン、サトウ等） 野菜 等	76.3 万円	1.11ha
	西海市	果樹	133.9 万円	0.41ha
	長与町	果樹 等	110.5 万円	0.43ha
	時津町	果樹 等	64.0 万円	0.19ha
	ヒヨドリ計		384.7 万円	2.14ha
タヌキ	長崎市	果樹	3.5 万円	0.00ha

	西海市	果樹	44.8 万円	0.13ha
	長与町	果樹	0.0 万円	0.00ha
	時津町	果樹	9.5 万円	0.03ha
	タヌキ計		57.8 万円	0.16ha
アナグマ	長崎市	果樹 野菜 いも類 等	57.7 万円	0.08ha
	西海市	果樹 等	12.5 万円	0.04ha
	長与町	果樹 等	36.9 万円	0.21ha
	時津町	果樹 等	71.3 万円	0.09ha
	アナグマ計		178.4 万円	0.42ha
	その他鳥獣	長崎市	果樹 等	52.5 万円
西海市		果樹 等	0.0 万円	0.00ha
その他鳥獣計		52.5 万円	0.04ha	
合計			3,643.2 万円	16.083ha

(2) 被害の傾向

一年を通じてほぼ全域において、農作物被害と生活環境被害が拡大している。鳥獣による被害は、耕作放棄地増加の一因ともなっている。

1. イノシシ

一年を通じて一部の離島を含めた全域において、被害が発生している。また、近年は山間部のみならず、そこに隣接する市街地にも多く出没し、農作物被害に加え、市民に恐怖を与える等の生活環境被害も多発している。

2. シカ

長崎市南部の果樹産地に隣接する山間部に生息しており、ビワ、ミカン、ナシ等の果実や植栽した苗木に食害を及ぼしている。

3. カラス、ヒヨドリ

一年を通じて全域に出没し、ビワ、ミカン、ナシ等の果樹及びブロッコリー等の野菜の食害、魚市場や漁港における水産物被害、また、畜産農家では飼料や鶏卵の被害が見られる。

4. アナグマ

果樹・野菜等への農作物被害や市街地における庭の掘り返し等の生活環境被害も増えつつある。

5. アライグマ

県内でも個体数が増加、生息域が拡大しつつあり、ここ近年、長崎市内で捕獲が確認されており、今後、農作物被害や家屋等の生活環境被害の発生が予測される。

(3) 被害の軽減目標

【全体】

指 標 (対象鳥獣)	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
	被害面積（ha）	被害額（万円）	被害面積（ha）	被害額（万円）
イノシシ	12.55	2,818.4	9.289	2094.8
シカ	0.02	7.4	0.02	7.0
カラス	0.753	144.0	0.652	128.3
ヒヨドリ	2.14	384.7	1.74	326.7
アナグマ等	0.62	288.8	0.52	219.2
合 計	16.083	3,643.2	12.221	2776.0

【長崎市】

指 標 (対象鳥獣)	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
	被害面積（ha）	被害額（万円）	被害面積（ha）	被害額（万円）
イノシシ	5.32	1,120.9	3.31	697.0
シカ	0.02	7.4	0.02	7.0
カラス	0.32	56.6	0.28	50.0
ヒヨドリ	1.11	76.3	1.02	76.0
アナグマ等	0.12	113.7	0.12	110.0
合 計	6.89	1,372.9	4.75	940.0

【西海市】

指 標 (対象鳥獣)	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
	被害面積（ha）	被害額（万円）	被害面積（ha）	被害額（万円）
イノシシ	1.47	211.3	1.029	147.9
カラス	0.003	1.1	0.002	0.7
ヒヨドリ	0.41	133.9	0.28	93.7
アナグマ等	0.17	57.3	0.11	40.1
合 計	2.053	403.6	1.421	282.4

【長与町】

指 標 (対象鳥獣)	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
	被害面積（ha）	被害額（万円）	被害面積（ha）	被害額（万円）
イノシシ	5.25	1,286.7	4.72	1,158.0
カラス	0.32	30.3	0.28	27.2
ヒヨドリ	0.43	110.5	0.38	99.4
アナグマ等	0.21	36.9	0.18	33.2
合 計	6.21	1,464.4	5.56	1317.8

【時津町】

指 標 (対象鳥獣)	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
	被害面積（ha）	被害額（万円）	被害面積（ha）	被害額（万円）
イノシシ	0.51	201.5	0.46	181.4
カラス	0.11	56.0	0.1	50.4
ヒヨドリ	0.19	64.0	0.17	57.6
アナグマ等	0.12	80.8	0.11	72.7
合 計	0.93	402.3	0.84	362.1

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	・ 猟友会への捕獲業務委託。 ・ 有害鳥獣対策協議会に相談員の設置及び捕獲隊員の結成。 ・ 有害鳥獣捕獲用箱わなの購入助成。 ・ 有害鳥獣捕獲用箱わなの貸出。 ・ ICT捕獲技術の検討、実証機器の購入助成。 ・ 狩猟免許の取得助成。	・ 狩猟の担い手の育成。 ・ 市街地に出没する有害鳥獣の捕獲方法、捕獲体制の整備。 ・ 捕獲後の処理負担軽減対策。（埋却、焼却） ・ 地域ぐるみによる捕獲(捕獲隊)の更なる推進と捕獲技術の向上。
防護柵の設置などに関する取組	・ 電気柵の購入助成。 ・ 防護柵及び電気牧柵の貸出。（シカ、イノシシ等） ・ 忍び返し付ワイヤーメッシュ柵の購入助成。 ・ 耕作放棄地の草刈り。 ・ 住民からの被害相談を受けて、現場調査及び捕追い払い他、対策の指導等。 ・ 広報誌や機関誌を利用した被害防止対策の紹介及び農事相談会や各種集会等での啓発活動。 ・ 自治会等へワイヤーメッシュ柵設置に係る経費の補助。	・ 市町が連携した広域の被害防止体制の確立。 ・ 集落をあげての被害防止対策の推進。（防護柵や電気柵の効果的な設置と維持管理。緩衝帯の設置及び餌付け防止。） ・ 耕作放棄地の適正管理と利活用。 ・ 生活環境被害に係る防護対策の実施。 ・ 生活環境被害に係る支援制度の充実。

生息環境管理その他の取組	・国、県の事業を活用しイノシシの近寄りがたい緩衝帯の整備 ・広報等を活用し放置農作物の除去を促し、無意識による鳥獣への餌付けをなくす	・地域ぐるみでの組織活動を検討 ・農地に限らず、庭木や家庭菜園等の放任果樹の除去等の周知・啓発
--------------	---	--

(5) 今後の取組方針

野生鳥獣による被害を防止するため、被害防止効果の高い集落単位でのワイヤーメッシュ柵等の設置を柱とした防護対策、藪の刈払いによる棲み分け対策及び捕獲隊員等による計画的な捕獲対策の3対策を引き続き総合的に推進する。また、野生鳥獣の生息区域の拡大に伴い、生活環境被害も増加していることから、効果的かつ効率的な生活環境被害対策を進める。

今後は、各市町で設置した鳥獣被害対策実施隊等と連携した各市町地域協議会等による各市町の取組に加え、より効果的な対策を図るため、市町域を越えた地域の連携（広域的な取組）が必要であることから、2市2町で構成する協議会において情報交換等を行い、正確な情報・知識を活用した有効な被害防止対策を実施する。

効果的な被害防止対策を行うためには集落が主体的に被害防除に取り組むことが重要であり、そのためには農業者自らが免許を取得し、既免許取得者が新たに免許を取得した者に知識やノウハウを伝達するといった体制づくりを行う。協議会としては、免許取得経費の助成や捕獲機器の整備等を行うとともに、地域懇談会や現地研修会等を開催し、野生鳥獣の知識及びその対策について情報伝達等を行っていくこととする。それにより、地域が一体となって野生鳥獣を農地に寄せつけない体制づくりを目指す。

また、県内で唯一民間人が利用できる実弾射撃場が長崎市琴海地区にあり、銃猟に必要な技能の取得・向上のために活用されているが、施設が老朽化しているため施設管理者にて設備の更新を実施する。

今後、狩猟免許保持者の高齢化に伴い、ICT 機器を用いた捕獲活動により効率的かつ効果的な捕獲を目指していくとともに、捕獲個体の埋設等に係る労力負担の軽減を図るため、捕獲個体の運搬や焼却に係る費用の助成や、捕獲個体の有効活用について処理加工施設者の意見を参考にしながら有効な活用方法について検討する。

アライグマに関しては、「防除実施計画」の策定により、早期発見・早期対応できる体制を整備することで地域への侵入を防ぐことを目指す。

加えて、長崎市において、市有地を中心とする市による広域防護柵の設置に取り組む。

※今後の計画

①個体数調整 ： 狩猟免許取得の助成、捕獲用具の購入助成

- ②被害防除 : 電気柵及びワイヤーメッシュ柵の導入、適正な設置方法及び維持管理方法等の普及
- ③生息環境管理: 放任果樹の除去、耕作放棄地の草払い等

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・関係する猟友会会員が連携し、被害軽減に効果的かつ合理的な捕獲体制の整備。
- ・協議会や猟友会による予察捕獲。
- ・地域ぐるみによる捕獲（捕獲隊）の推進（免許を持たない者の従事者容認事業）
- ・年間を通じた農作物被害及び生活環境被害に対する相談への対応。
- ・狩猟免許取得助成。
- ・捕獲講習会の開催。
- ・鳥獣被害防止対策実施隊を結成し、地元猟友会等と連携を図りながら効率的な捕獲対策を講じる。
- ・猟友会による安全射撃講習等の開催

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ シカ カラス ヒヨドリ アナグマ等	・捕獲用具（箱わな、くくりわな）の導入。 ・狩猟免許試験及びその事前講習会の開催について住民に広報等で周知し駆除従事者の確保育成に努める。 ・特定外来生物の防除実施計画に基づきアライグマの捕獲を行う。
令和9年度	イノシシ シカ カラス ヒヨドリ アナグマ等	・捕獲用具（箱わな、くくりわな）の導入。 ・狩猟免許試験及びその事前講習会の開催について住民に広報等で周知し駆除従事者の確保育成に努める。 ・特定外来生物の防除実施計画に基づきアライグマの捕獲を行う。
令和10年度	イノシシ シカ カラス ヒヨドリ アナグマ等	・捕獲用具（箱わな、くくりわな）の導入。 ・狩猟免許試験及びその事前講習会の開催について住民に広報等で周知し駆除従事者の確保育成に努める。 ・特定外来生物の防除実施計画に基づきアライグマの捕獲を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

1. イノシシ

耕作放棄地の増加によりイノシシが生息しやすい環境は年々拡大している。また、

餌の栄養価向上（農作物等の摂食）により繁殖力が増強し、捕獲のみで全数を減らすことは困難である。これにより、イノシシ被害相談件数は逡増しており、市街地やこれまで被害報告がなかった地域からの被害相談や目撃情報も発生しつつある。

よって、予察計画等に沿った通年の捕獲及び被害区域に重点を置いた捕獲を併せて行い、イノシシの頭数増加を抑え、被害発生を防止する。

2. シカ

シカは長崎市内の茂木地区から三和地区にかけて生息している。

この地区は、日本一のビワ産地であるが、シカによる苗木の食害が多く見られており、びわ産地の復興に大きな障害となっている。このため、捕獲計画に沿って捕獲圧をかけ被害発生を防止する。

3. カラス

カラスによる被害は地域全域で発生しており、主な被害内容としてはビワやミカン、ナシなどの果実の食害である。被害防止策として、現在有効な忌避器具がないため、猟友会による捕獲のみの対応となっている。捕獲時期については、果樹等の収穫時期にあわせて捕獲を行うとともに、ネット・テグス設置による農地や果樹園への飛来阻害、野菜クズや放任果樹等の引寄せ要因の除去に努める。

4. アナグマ

アナグマは雑食性で果樹や野菜の被害が多く捕獲頭数も増加傾向にあるため、年間を通して必要頭数の捕獲を行う。

5. アライグマ

地域からの徹底排除を目的とし、年間を通じて情報収集と捕獲を行う。

【全体】

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	7,190 頭	7,190 頭	7,190 頭
シカ	850 頭	850 頭	850 頭
カラス	1,040 羽	1,040 羽	1,040 羽
ヒヨドリ	305 羽	305 羽	305 羽
タヌキ	343 頭	343 頭	343 頭
アナグマ	650 頭	650 頭	650 頭
アライグマ	11 頭	11 頭	11 頭

【長崎市】

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	4,350 頭	4,350 頭	4,350 頭
シカ	850 頭	850 頭	850 頭
カラス	750 羽	750 羽	750 羽
ヒヨドリ	5 羽	5 羽	5 羽
タヌキ	150 頭	150 頭	150 頭

アナグマ	400 頭	400 頭	400 頭
アライグマ	5 頭	5 頭	5 頭

【西海市】

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	2,400 頭	2,400 頭	2,400 頭
カラス	250 羽	250 羽	250 羽
ヒヨドリ	200 羽	200 羽	200 羽
タヌキ	150 頭	150 頭	150 頭
アナグマ	150 頭	150 頭	150 頭
アライグマ	2 頭	2 頭	2 頭

【長与町】

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	150 頭	150 頭	150 頭
シカ	0 頭	0 頭	0 頭
カラス	20 羽	20 羽	20 羽
タヌキ	3 頭	3 頭	3 頭
ヒヨドリ	100 頭	100 頭	100 頭
アナグマ	50 頭	50 頭	50 頭
アライグマ	2 頭	2 頭	2 頭

【時津町】

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	290 頭	290 頭	290 頭
カラス	20 羽	20 羽	20 羽
タヌキ	40 頭	40 頭	40 頭
アナグマ	50 頭	50 頭	50 頭
アライグマ	2 頭	2 頭	2 頭

捕獲等の取組内容

本地域の捕獲手段は、箱わな、くくり罠等のわな猟に加えて、猟銃による捕獲を行う。捕獲業務は猟友会に委託するとともに、各協議会の捕獲隊員や地域ぐるみの捕獲隊による通年捕獲を行う。

また、捕獲隊におけるわなの見回りや、被害状況の確認を行い、猟友会と協力して捕獲業務を行っている。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
県より許可権限委譲済	

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ シカ等	ワイヤーメッシュ柵 (イノシシ用) 126,500m (長崎市 68,000m) (西海市 50,000m) (長与町 6,000m) (時津町 2,500m)	ワイヤーメッシュ柵 (イノシシ用) 126,500m (長崎市 68,000m) (西海市 50,000m) (長与町 6,000m) (時津町 2,500m)	ワイヤーメッシュ柵 (イノシシ用) 126,500m (長崎市 68,000m) (西海市 50,000m) (長与町 6,000m) (時津町 2,500m)
	ネット柵(シカ用) 0m (長崎市 0m)	ネット柵(シカ用) 0m (長崎市 0m)	ネット柵(シカ用) 0m (長崎市 0m)
イノシシ アナグマ等	電気柵 13,100m (長崎市 1,600m) (西海市 8,000m) (長与町 2,000m) (時津町 1,500m)	電気柵 13,100m (長崎市 1,600m) (西海市 8,000m) (長与町 2,000m) (時津町 1,500m)	電気柵 13,100m (長崎市 1,600m) (西海市 8,000m) (長与町 2,000m) (時津町 1,500m)

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ等	・国、県事業を活用するなどして、侵入防止柵のこまめな点検・補修を実施する。 ・耐用年数を経過したワイヤーメッシュ柵、電気柵の適期更新により防護態勢維持を図る。		

5. 生息環境管理その他被害防止に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
----	------	------

令和8年度	イノシシ シカ カラス タヌキ ヒヨドリ アナグマ アライグマ イタチ テン サル ドバト ヒヨドリ スズメ	地域内における有害鳥獣被害を把握し、2市2町で情報を共有することで効果的な被害対策を行う。 また、被害防止に関する情報を被害者である農業者に研修会等を開催し、伝達することにより、自衛意識の醸成及び自己防衛能力を向上させる。 最終的に農業者自身による瞬発力のある被害対策を目指す。
令和9年度		
令和10年度		

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称		役 割
長崎市	長崎市	関係機関への連絡・報告、現場確認、対処法の周知及び助言を行う。
	有害鳥獣対策等相談業務受託業者	関係機関への連絡・報告、現場検証、対処法の周知・助言、対象となる鳥獣の捕獲及び追い払いを行う。
	長崎市有害鳥獣対策協議会相談員	対象となる鳥獣の捕獲、追い払いを行う。
	警察	対象となる鳥獣の追い払い及び住民の安全確保を行う。
西海市	西海市	関係機関への連絡・報告、現場確認、対処法の周知及び助言を行う。
	西海市鳥獣被害対策実施隊	対象となる鳥獣の捕獲および追い払いを行う。
	警察	対象となる鳥獣の追い払い及び住民の安全確保を行う。
長与市	長与町	関係機関への連絡・報告、現場検証、対処法の周知及び助言を行う。
	中彼獵友会長与支部	対象となる鳥獣の捕獲及び追い払いを行う。
	警察	対象となる鳥獣の追い払い及び住民の安全確保を行う。
時津町	時津町	関係機関への連絡・報告、現場検証、対処法の周知及び助言を行う。
	中彼獵友会時津支部	対象となる鳥獣の捕獲及び追い払いを行う。
	警察	対象となる鳥獣の追い払い及び住民の安全確保を行う。

(2) 緊急時の連絡体制

【長崎市】				
被害者	→	警察	→	市
			→	有害鳥獣対策等相談業務受託業者 長崎市有害鳥獣対策協議会相談員
	→	市	→	有害鳥獣対策等相談業務受託業者 長崎市有害鳥獣対策協議会相談員
【西海市】				
被害者	→	警察	→	市
			→	西海市鳥獣被害対策実施隊
	→	市	→	西海市鳥獣被害対策実施隊
【長与町】				
被害者	→	警察	→	町
			→	中彼猟友会長与支部
	→	町	→	中彼猟友会長与支部
【時津町】				
被害者	→	警察	→	町
			→	中彼猟友会時津支部
	→	町	→	警察・中彼猟友会時津支部

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシについては、食肉として活用できないものは、埋設又は清掃工場へ焼却処分している。焼却に係る費用については、環境部との協議により無償としている。また、現地埋設を行う場合は、適切に処理を行うよう指導している。長崎市では、平成18年度及び平成28年度に食肉処理業の許可を取得して処理加工所を開設し、食肉として活用できるものは、長崎市の特産品として販売している。また、西海市においては埋設のほか、民間の一般廃棄物処理事業者への業務委託契約により捕獲したイノシシの処理を委託している。

シカについては、埋設処理等と食肉活用等を行っている。

カラスやヒヨドリ等については、埋設又は焼却処分している。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

ペットフード	【西海市】 民間の一般廃棄物処理事業者への業務委託契約により捕獲したイノシシを蒸煮処理し、ペットフードの原料として利用している。
--------	--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称		長崎・西彼地域有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称		役 割
① 長崎市		有害鳥獣対策関連の情報提供、啓発活動を行う。
② 西海市		有害鳥獣対策関連の情報提供、啓発活動を行う。
③ 長与町		事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整。
④ 時津町		有害鳥獣対策関連の情報提供、啓発活動を行う。
⑤ 長崎県南農業共済組合		有害鳥獣対策関連の情報提供、啓発活動を行う。
⑥ 長崎西彼農業協同組合		有害鳥獣対策関連の情報提供、啓発活動を行う。
⑦ 長崎県県央振興局		有害鳥獣の情報提供と被害防止策の技術指導。
⑧ 長崎市有 害鳥獣対 策協議会	長崎市	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整。
	長崎西彼農協	有害鳥獣対策関連の情報提供、啓発活動を行う。
	森林管理署	有害鳥獣対策関連の情報提供、啓発活動を行う。
	猟友会	有害鳥獣の捕獲、情報提供、啓発活動を行う。
	鳥獣保護管理員	有害鳥獣対策関連の情報提供、啓発活動を行う。
	長崎県県央振興局	有害鳥獣の情報提供と被害防止策の技術指導。
	長崎市有害鳥獣相談 等業務受託者等	有害鳥獣に係る被害相談、被害調査、被害防止 対策を行う。
⑨ 西海市有 害鳥獣被 害対策協 議会	西海市	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整。
	長崎西彼農協	有害鳥獣対策関連の情報提供、啓発活動を行う。
	森林管理署	有害鳥獣対策関連の情報提供、啓発活動を行う。
	猟友会	有害鳥獣の捕獲、情報提供、啓発活動を行う。
	鳥獣保護管理員	有害鳥獣対策関連の情報提供、啓発活動を行う。
	長崎県県央振興局	有害鳥獣の情報提供と被害防止策の技術指導。
	等	
⑩ 長与町鳥 獣被害防 止対策協 議会	長与町	有害鳥獣対策関連の情報提供、啓発活動を行う。
	長崎西彼農協	有害鳥獣対策関連の情報提供、啓発活動を行う。
	猟友会	有害鳥獣の捕獲、情報提供、啓発活動を行う。
	長崎県県央振興局	有害鳥獣の情報提供と被害防止策の技術指導。
	等	
⑪ 合同会社 長崎クレー 射撃場	合同会社 長崎クレー 射撃場	射撃場の適正な管理・運営
⑫ その他、協議会の目的達成のため必要と認める機関		—

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
長崎県農林部農山村振興課	当該計画の目標達成のための支援・助言。
長崎・県央地域有害鳥獣対策連絡協議会	県央振興局管内における野生鳥獣の情報提供 と被害防止策の技術指導。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

2市2町ともに、有害鳥獣対策担当職員で鳥獣被害防止対策実施隊を結成し、被害防止施策の計画立案、被害防止策の実施・指導及び被害実態調査等に従事する。

- | | | | | |
|---|----------------|-----|--------------------------|-----------------|
| ① | 西海市鳥獣被害対策実施隊 | 隊員数 | 12名 | (平成23年4月28日 結成) |
| | うち市職員 | 5名 | (わな猟3名、わな猟・第1種銃猟免許取得者2名) | |
| | うち指名員 | 7名 | (わな猟5名、わな猟、第1種銃猟免許取得者2名) | |
| ② | 長崎市鳥獣被害防止対策実施隊 | 隊員数 | 7名 | (平成26年5月2日 結成) |
| | うち市職員 | 7名 | (わな猟6名、第1種銃猟免許1名) | |
| ③ | 長与町鳥獣被害対策実施隊 | 隊員数 | 5名 | (平成24年3月7日 結成) |
| | うち町職員 | 5名 | (わな猟免許取得者 5名) | |
| ④ | 時津町鳥獣被害対策実施隊 | 隊員数 | 7名 | (平成24年3月1日 結成) |
| | うち町職員 | 7名 | (わな猟免許取得者 2名) | |

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

有害鳥獣の被害内容は、農作物被害に加え、イノシシによる石垣の倒壊など、生活環境被害が多くなってきているため、総合的な被害相談窓口として、鳥獣被害対策実施隊が中心となって、各種有害鳥獣の被害相談に迅速に対応していく。

また、長崎市の取り組みとして、引き続き、被害相談対応業務等を民間業者へ委託することで、効率的かつ機能性の高い被害防止対策を構築し、将来を見越した業務の効率性や継続性を担保することとする。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農業者や市民から被害相談を受けた場合、イノシシ及びシカは、生息区域や行動範囲が限られているため、銃やわなによる対応で効果が得られるが、カラスの場合、現場に到着した時には、既に移動していることが多い。銃による捕獲は、効果的であるが、他に有効な被害防除手段がない状況にあるため、忌避器具の効果検証、テグス・ネットの設置による飛来阻害等の効果実証試験を行う。

イノシシが出没した場合の対応策について、協議を行い、行政機関、学校、自治会等の役割について明確化し、対策の周知徹底を図る。